

遺言書の偽造

Q : 父が死亡し、遺言書が見つかりましたが、以前から家を出奔し自堕落な生活をしてきた弟に極めて有利な内容でした。筆跡を調べてみたところ、弟が改ざんしていることがわかりました。弟に相続権は認められますか。

A : 弟さんには相続権は認められません。

【解説】

相続人に次のような行為があった場合は、相続欠格に該当することとされ、裁判手続などを要することなく相続人の資格を失います。

- (1) 故意に被相続人や自分より先順位・同順位の相続人を殺し、又は殺そうとして、刑に処せられた場合
- (2) 被相続人が殺されたことを知りながら、これを告発・告訴しなかった場合
- (3) 詐欺や脅迫によって、被相続人が遺言ををしたり、取り消したり、変更したりすることを妨げた場合
- (4) 詐欺や脅迫によって、被相続人に遺言をさせたり、取り消させたり、変更させたりした場合
- (5) 被相続人の遺言書を偽造・変造・破棄・隠匿した場合

ご質問の場合、弟さんの行為は上記の(5)に該当すると考えられますので、弟さんの相続権は剥奪されます。ただ、弟さんに子供がいればその子は代襲相続ができます。また、相続欠格は対象となった被相続人の相続に対してだけのものですから、父の相続人である資格を失っても、母の相続人である資格まで失うものではありません。

